**誓約書**

　　年　　月　　日

呉　　市　　長　　　様

住　所

氏　名 　　　　　　　　　　　　　　（※）

　　　　　　　　　　　　　　　（※）法人の場合は，記名押印してください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人以外で本人が手書きしない場合は，記名押印してください。

排水に含まれる油脂分などを取り除くための装置「グリース阻集器」を，下記の

とおり適正に管理し，油脂分などを公共下水道に流さないことを誓約します。

なお，油脂分などが流れたことが原因で，公共下水道の施設に損傷を与えた場合，

下水道法第１８条の規定に基づき，呉市（公共下水道管理者）の指導に従い，この

施設の機能回復を行います。

記

「グリース阻集器」の管理を次のとおり行います。

１　バケットの清掃：毎日１回

２　油脂分の除去及び清掃：週に１回以上（毎日１回点検を行い，浮上した油脂分の堆積状況を確認し，必要に応じて除去及び清掃を実施します。）

３　沈殿物の除去及び清掃：月に１回以上（毎日１回点検を行い，沈殿物の堆積状況を確認し，必要に応じて除去及び清掃を実施します。）

４　排水トラップ内部の清掃：２～３か月に１回

　※除去した油などは，専門の廃棄物処理業者に処理を依頼します。